

第12回 安全から快適化へ オフィスの取り組み

オフィスの安全・快適化の必要性

オフィスでの災害防止には、大規模災害の発生率が工場ほど大きくないので、一般的に関心が低いのが実態ではないでしょうか。しかしオフィスでも転倒、腰痛、切傷などの災害は発生しています。さらに快適に業務を行うことは業務の効率をあげ、生産性の向上のために必要となっています。オフィスで安全に健康で快適に業務を行うためにはどんなことに注意したらよいか考えてみましょう。

安全から快適化へオフィスでの取り組みを！



業務効率や生産性が向上する！！

快適職場への取り組みとして、作業環境等のハード面と意識や人間関係などのソフト面の双方から検討する必要があります。ハード面のアプローチから検討しましょう。

オフィスの環境衛生基準

オフィスの法規制としては、「事務所衛生基準規則」に従い、中央管理方式の空調設備の事務所では、室に供給される空気が次の各号に適合するように、当該設備を調整しなければなりません。

温度(17～28℃)、湿度(40～70%)、気流(0.5m/sec以下)、一酸化炭素濃度(10ppm以下)
炭酸ガス濃度(1000ppm以下)、粉塵(0.15mg/m³以下)、ホルムアルデヒド0.1mg/m³以下
また、2ヶ月に1回次の項目を測定しその記録を5年間保存しなければなりません。

一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度

さらに同規則にしたがって、6ヶ月に一回照明の点検(測定)を行い精密な作業では300ルクス以上の照度がなければなりません。同じく常時50人以上(又は女子30人以上)を使用する場合は、臥床できる休養室(所)を男女別々に設置する必要があります。さらに、常時就業している部屋では、一人あたり10m³以上の気積(設備の占める容積、及び床面から4メートルを超える高さにある空間を除いた容積)を必要としています。

オフィスで問題となるのは、災害とまではいきませんが、夏場の低い冷房温度の設定と強い気流による冷房のし過ぎ、タバコの煙による高い粉塵濃度、狭い部屋に多くの人が就業していて高い炭酸ガス濃度あるいは、気積不足などが考えられます。これらに対しては、環境測定を定期的に行い、基準値に外れている場合は、担当部署あるいはリースビルであれば、ビルオーナーに改善をお願いすることになります。オフィス内でも最低限の法遵守により安全・安心が提供されなければなりません。

喫煙対策

オフィスの喫煙対策は労働安全衛生法の「快適な職場環境の形成のための措置」や、「健康増進法」、さらに平成15年に出された新「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の発行以来、何らかの喫煙対策を実施し、受動喫煙の防止により、企業が快適な職場環境の形成を推進する時代になりました。

社員の要望や健康増進の推進により、オフィスの分煙/禁煙あるいはビル全館の禁煙などいまや、スモークフリーオフィスは当たり前となってきています。喫煙者は、喫煙場所で気を使うことなく喫煙でき、非喫煙者は受動喫煙に悩まされることなく業務ができ、さらにオフィスの禁煙実施により粉塵濃度も基準以下になります。喫煙者、非喫煙者相互の協力によりタバコの煙に悩まされないクリーンな空気環境を目指し、快適なオフィスとなるようにしましょう。

耐震対策

オフィスの中には多くの什器・備品が設置してありますが、地震の時には、しっかりと固定されていないと、加害物にもなりかねません。適切な耐震対策が必要です。

什器・備品の耐震対策は、高さ1.2m未満は転倒時の影響が小さいことから不要と考えていいでしょう。高さ1.2m以上の什器・備品は、下記の判別式で転倒するか否かを判断し什器の高さと幅を考慮した耐震対策を行うことが望ましいことです。(当判別式は、約1000ガルの加速度を想定しています。)

$$B/\sqrt{H} \geq 4$$

B：什器・備品の最小幅（cm）、
H：什器・備品の高さ（cm）

判別：B/√Hの値が4以上の時は転倒しにくい。

上記の判別式に基づく表（値=4の場合）

高さ（cm）	120	130	140	150	160	170	180	190	200
幅（cm）	44	46	48	49	51	52	54	55	57

地震を考慮した下記の基本対策も耐震対策には効果的です。

- ① 高さの高い什器・備品の上に重量物、危険物等を置かないこと。
- ② 収容物の重量バランスを考慮し、重量物は下に、軽量物は上に収納する。
- ③ ガラス戸のある什器・備品には、振動、移動によってガラスが破損する固形物を入れないこと。もしくは、内部の固形物をベルト等で固定する措置を講じる。
- ④ 背の高い什器・備品は壁際に配置する。
- ⑤ 背の高い什器・備品は、相互に背中合わせに配置し、幅が増すよう工夫する。
- ⑥ ガラス窓の側に転倒し易い什器・備品を置かない。（窓からの屋外転落防止）

- ⑦ 避難通路、非常出口の近辺には、転倒し易い什器・備品を置かない。
- ⑧ 机上にプリンター架台を置く場合、架台をクランプで固定する。
- ⑨ 什器・備品の転倒防止金具（器具）を用いる場合、下記の方法とする。
 - a. 天井・壁に固定。床面固定
 - b. 底辺の増加：什器・備品の底辺を大きくして転倒しにくくする。
 - c. 上下固定：什器・備品が上下に分離する構造の物は、上下を固定する。

整理・整頓(4S)

自分の身の回りの整理・整頓は各人に課せられた必須事項です。机の上、足回り、周囲などのワークステーション(作業空間)の整備は、疲れを少なくする効率のよい動作をとることができるようになり、業務の能率向上にも役立ちます。不要なものは定期的に廃棄することや、取り出しやすい作業位置におくなど広いスペースが確保できるように身の回りを見直してみましょう。オフィスで関係する VDT・ワークステーション、腰痛防止については別号で記したいと思います。

防災/避難

万が一緊急事態が発生したときは、安全に避難できることが必要です。そのためには最低限、非常階段までのルートを確認しておくこと、出口が2箇所以上あること、非常口などの避難誘導標識がどこからでも確認できること、避難訓練を実施し参加すること、すべての非常口には常時障害物がない状態であること、施錠されていないことなどが日常業務で確認が必要です。

ソフトとしての快適職場

今までハード面からの快適職場を述べてきましたが、いくら入れ物が立派でも中で仕事をする雰囲気良く気持ちよく仕事ができなければ、快適な職場とは言えません。快適職場として働きやすい職場としてあげられるのは物理的な快適性の追求だけではありません。ソフト面での考慮も必要で、気持ちよく仕事ができる職場のクライメートの確立が望まれます。

さらに暴言、暴力、各種のハラスメントがないことも大事です。仮にそのようなことを受けた場合は、一個人の問題としてではなく、組織の問題として解決を図る必要があります。

単に一人からだけ不当な取り扱いを受けているのだからと放置すれば、組織としてこのような問題が解決できないのかと、組織の腐敗を招く原因となるでしょう。組織として意識の快適化にも取り組む必要があります。

おわりに

オフィスでの安全確保には、在籍者の安全に対する関心が低くて推進することに困難を感じることもあるかもしれませんが、安全確保と同時に快適性も確保され、その結果疲労軽減、生産性も向上する効果があります。これからのオフィスはモバイルワーク・在宅勤務を取り入れてオンデマンドオフィスに移行するところも多くなるでしょう。在宅勤務やモバイルワークでもいつでもどこでも快適に働くことができるようにすることが重要です。快適性を確保しようとするれば、その前に安全・安心が確保されていなければなりません。日常の安全衛生の確保は、一度に劇的な効果や成果が得られるものではありません。みんなで着実に進めていきましょう。

参考:中災防「安全衛生のひろば」平成18年5月号「みんなで進めるオフィスの快適化」山室栄三

(以上)

《日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部/東京技能者協会》